

# 退職後に働いている場合 年金はどうなるの？

年金の支給開始年齢が65歳へ段階的に引き上げられているため、定年退職後も再任用等で仕事を続けられる方が増えています。では、再任用中に年金の受給権が発生した場合、年金の支給はどうなるのでしょうか？今回は、“再任用制度”と“年金”との関係についてお知らせします。



## 再任用と年金との関係

### ① フルタイム勤務

#### 老齢厚生年金

在職中は、年金（基本月額）と賃金（総報酬月額相当額）を合算した額により、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

#### 退職共済年金 (経過的職域加算額)

在職中は、賃金の額にかかわらず全額支給停止となります。

### ② 短時間勤務（厚生年金保険に加入する場合）※短期組合員の方はこちらに該当します。

#### 老齢厚生年金

在職中は、年金（基本月額）と賃金（総報酬月額相当額）を合算した額により、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

#### 退職共済年金 (経過的職域加算額)

在職中でも、賃金の額にかかわらず全額支給されます。

### ③ 短時間勤務（厚生年金保険の適用外の場合）

老齢厚生年金、退職共済年金（経過的職域加算額）ともに全額支給されます。

## 年金と賃金の関係

年金と賃金の合計額が48万円を超えるとき、年金の一部または全部が支給停止されます。

$$\text{支給停止額(月額)} = \{(\text{年金}^{\ast 1} + \text{賃金}^{\ast 2}) - 48\text{万円(支給停止基準額)}^{\ast 3}\} \times 1/2$$

※1 年金(基本月額) …………… 老齢厚生年金額 × 1/12  
※複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、それぞれの年金額を合算します。  
(加給年金額は含みません。)

※2 賃金(総報酬月額相当額) … 標準報酬月額 + 過去1年間の標準賞与額の合計額 × 1/12

※3 令和5年度の額であり、年度毎に変更となることがあります。





## 長期加入者の特例と障害者の特例による加算との関係

特別支給の老齢厚生年金の受給者で、以下のどちらかの特例に該当する方は、65歳に達するまで老齢厚生年金に「定額部分（国民年金の老齢基礎年金に相当）」と「加給年金額（一定の要件を満たす配偶者や子がいる場合）」が加算されます。

ただし、厚生年金の被保険者として働いている場合は、この特例による加算を受けることができなくなりますのでご注意ください。



### 長期加入者の特例に該当する方

- 昭和36年4月1日以前の生まれの一般組合員の方、  
または昭和42年4月1日以前の生まれの特定消防組合員の方  
(退職時の最終階級が消防司令長以上の方は一般組合員となります。)
- 公務員として厚生年金保険に加入した期間が44年以上の方  
(短期組合員期間を除く)

### 障害者の特例に該当する方

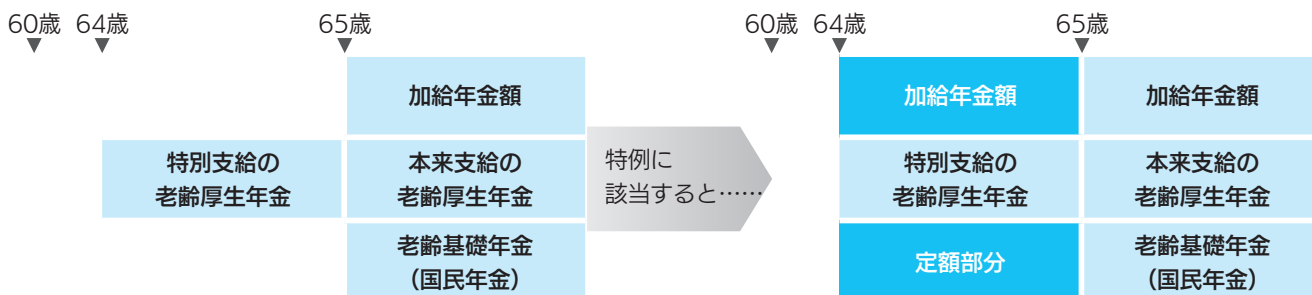
- 年金制度上の障害等級に該当する程度の障害の状態にある方  
(障害の状態については当組合のホームページの「障害等級のめやす」をご参照ください。)

障害の状態については  
こちら



### ● 特例の支給イメージ

一般組合員で、昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方の場合



## 「給付算定基礎額残高通知書」を送付しました

退職等年金給付は、将来の年金給付に必要な原資を労使折半の保険料で積み立て、その積立額に基準利率による利息等を加えた“給付算定基礎額”をもとに原則として65歳から給付されます。

前年度までの積立額等に関する情報を「給付算定基礎額残高通知書」によりお知らせします。

送付対象者	平成27年10月以降の組合員期間を有する方 ※短期組合員期間を除く。	
送付方法	自宅あてに送付	
送付時期	現職者	毎年6月頃
	退職者	退職および年齢到達(35歳、45歳、59歳、63歳)の翌年度の6月頃
通知形式	圧着ハガキ	
通知内容	① 標準報酬月額(期末手当等の額を含む。) ② 付与額 ③ 利息 ④ 給付算定基礎額残高 ⑤ 有期退職年金算定基礎額 ⑥ 終身退職年金算定基礎額 ⑦ 付与率 ⑧ 基準利率	

お問い合わせ先

年金課 TEL 029-301-1414